

石川県公報

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 19 号)

目 次

訓 令			
○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人 事 課)	1	○石川県企業職員被服貸与規程の一部改正	3
告 示		○石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正	3
○児童相談所に置く児童福祉司の数 (少子化対策監室)	2	議 会	
土木部 (水道用水供給事業)		○石川県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する規程	5
○石川県水道用水供給事業処務規程の一部改正	3		

訓 令

石川県訓令第 1 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程 (昭和37年石川県訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

別表第 1 の 1 の項中

作業服
雨外とう
ゴム長靴

を

作業服 (ファン
付き作業服を含
む。以下この表
及び次表におい
て同じ。)
雨外とう
ゴム長靴

に改め、同表14の項中

温暖化・里山対策室
資源循環推進課
自然環境課

を

資源循環推進課
自然環境課

に改め、同表20の項を次のように改める。

20	農業経営戦略課	技術職員	作業服	1	3	工事の検査、設計積算又は技術指導の業務に従事する職員に限る。
			雨外とう	1	3	
			ゴム長靴	1	3	

別表第 1 中36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、同表34の項中

土木総合事務所
安原・高橋川工事事務所

を

土木総合事務所

に改め、同項を同表35の項とし、同表中33の項を34の項とし、25の項から32の項まで

を 1 項ずつ繰り下げ、24の項を25の項とし、同項の前に次のように加える。

24	ブランド戦略課	技術職員	作業服 ゴム長靴	1 1	3 3	生産若しくは流通の立入検査 業務又は日本農林規格による 有機農産物の現地調査業務に 従事する職員に限る。
----	---------	------	-------------	--------	--------	---

別表第2中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表19の項中

「
白山自然保護センター
農業政策課
農業基盤課
森林管理課
」

を

「
白山自然保護センター
農業経営戦略課
農業基盤課
森林管理課
」

に改め、同項を同表18の項とし、同表中20の項を19の項

とし、21の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第134号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により児童相談所に置く児童福祉司の数を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

1 法第13条第1項の児童福祉司の数

法第13条第1項の児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数は、各年度において次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

(1) (2)及び(3)に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数

ア 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。イ(イ)において同じ。）を3万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数

イ 各児童相談所につき、(ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が0を下回るときは、0とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数

(イ) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。（イ）において同じ。）に係る相談に応じた件数

(イ) 当該年度の前々年度において都道府県別の人口1人当たりの虐待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口1人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第22順位から第26順位までに該当する都道府県における当該件数の平均として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

(2) 法第11条第1項第2号トに規定する里親に関する業務 県が設置する児童相談所の数

(3) 法第11条第1項第1号の規定による市町相互間の連絡調整等、同項第3号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第14条第2項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 県の区域内の市町（法第59条の4第1項の児童相談所設置市を除く。）の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

2 適用日

令和5年4月1日

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第 1 号

石川県水道用水供給事業処務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

別表第 1 課長専決事項の項 6 中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表総務部人事課総務事務管理室長が兼ねる職員の専決事項の項 6 中「臨時職員、再任用短時間勤務職員」を「会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県企業管理規程第 2 号

石川県企業職員被服貸与規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

別表第 1 の水道企業課の項中

「	作業服 ゴム長ぐつ	を	「	作業服（ファン付き作業服を含む。以下同じ。） ゴム長ぐつ	に改める。
」	作業服 ゴム長ぐつ		」	作業服 ゴム長ぐつ	

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県企業管理規程第 3 号

石川県水道用水供給事業財務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

第83条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員」に改める。

別表第 2 収入の表収益の収入の部中

「	営業 収益	○		給水収益及び受託工事収益に係るもの以外のもの	給水収益及び受託工事収益に係るもの以外のもの	給水収益及び受託工事収益に係るもの	を
---	----------	---	--	------------------------	------------------------	-------------------	---

「	営業 収益	○		給水収益及び受託工事収益に係るもの以外のもの	○		に、
---	----------	---	--	------------------------	---	--	----

「	営業 外収 益	預金利息及び雑利息に係るもの以外のもの	預金利息及び雑利息に係るもの	補助金に係るもの以外のもの	補助金に係るもの以外のもの	補助金に係るもの	を
---	---------------	---------------------	----------------	---------------	---------------	----------	---

営業 外収 益	預金利息及び雑 利息に係るもの 以外のもの	預金利息及び雑 利息に係るもの	補助金に係るも の以外のもの	○		
---------------	-----------------------------	--------------------	-------------------	---	--	--

に

改め、同表資本的収入の部中

企業 債	○				○	
出資 金	○				○	
長期 借入 金	○				○	
補助 金	○				○	

を

企業 債	○			○		
出資 金	○			○		
長期 借入 金	○			○		
補助 金	○			○		

に

改める。

別表第 2 支出の表収益的支出の部中

修繕費（工事請 負に係るものに 限る。）及び路 面復旧費に係る もの	単価契 約締結 に係る もの以 外のも の	物品に 係るも の	単価契 約締結 に係る もの	6,000 万円未 満のもの	6,000 万円未 満のもの及び債務 負担行為の予算 化に係るもの	債務負担行為の 予算化に係るも の以外の 1 億円 未満のもの（変 更に係る支出負 担行為何で当初 伺額の 5 パーセ ント未満の変更 の再決裁に係る ものは除く。）	債務負担行為の 予算化に係るも の以外の 1 億円 以上のもの（変 更に係る支出負 担行為何で当初 伺額の 5 パーセ ント未満の変更 の再決裁に係る ものは除く。）
--	--------------------------------------	-----------------	-------------------------	-------------------	--	--	--

を

修繕費（工事請負に係るものに限る。）及び路面復旧費に係るもの	単価契約締結に係るもの以外のもの	物品に係るもの	単価契約締結に係るもの	1 億円未満のもの	1 億円未満のもの及び債務負担行為の予算化に係るもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 5 億円未満のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 5 億円以上のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）
--------------------------------	------------------	---------	-------------	-----------	----------------------------	--	--

に

改め、同表資本的支出の部中

工事請負、製造請負及び材料納入に係るもの	単価契約締結に係るもの以外のもの	物品に係るもの	単価契約締結に係るもの	6,000 万円未満のもの	6,000 万円未満のもの及び債務負担行為の予算化に係るもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 1 億円未満のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 1 億円以上のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）
----------------------	------------------	---------	-------------	---------------	--------------------------------	--	--

を

工事請負、製造請負及び材料納入に係るもの	単価契約締結に係るもの以外のもの	物品に係るもの	単価契約締結に係るもの	1 億円未満のもの	1 億円未満のもの及び債務負担行為の予算化に係るもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 5 億円未満のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）	債務負担行為の予算化に係るもの以外の 5 億円以上のもの（変更に係る支出負担行為何で当初伺額の 5 パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。）
----------------------	------------------	---------	-------------	-----------	----------------------------	--	--

に

改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議 会

石川県議会議事事務局職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県議会議長 石 田 忠 夫

石川県議会議事事務局規程第一号

石川県議会議事事務局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

石川県議会議事事務局職員被服貸与規程（昭和五十一年石川県議会議事事務局規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「貸与期間」を「標準年数」に改める。

別 表 中 「貸与年数」を「標準年数」に、「作業服」を「作業服(フア)付き作業服を含む)」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。